

赤歌警察署から

お知らせ

問合せ ☎32-0110
(赤歌署交通課)



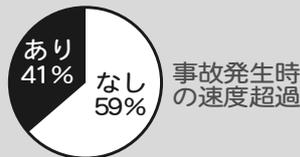
北海道警察では痛ましい交通事故を防ぐため、「北海道警察速度管理指針」をまとめました。指針は速度規制・速度取締り・交通安全教育等の対策を進めるにあたって、道内における過去5カ年(平成22年～平成26年)の交通事故の実態をもとに、北海道警察の基本的な考え方と方向性を示したものです。

雪がとけて走りやすい路面になりましたが、スピードダウンに心がけて、安全・安心な北海道をドライブしましょう。

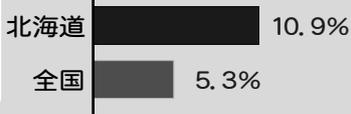
北海道警察速度管理指針

速度管理の必要性

○交通事故の発生状況
第1当事者の4割に速度超過があります。



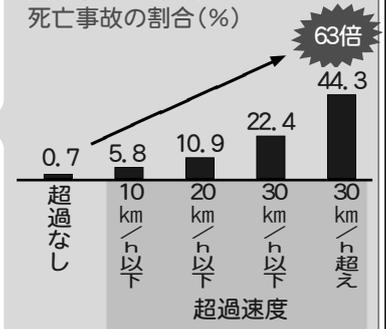
最高速度違反を原因とする死亡事故の割合は全国平均の2倍と高い状況です。



○速度取締りによる交通死亡事故の抑止効果
速度取締り件数が増えると死亡事故の発生件数は減少します。

○走行速度と交通事故の関係
事故直前の速度が高いほど致死率は高くなります。

人身事故100件あたりの死亡事故の割合(%)



○速度遵守による被害低減の可能性
速度超過がなければ致死率は低く、速度超過があるほど致死率は高くなります。

速度管理の目標

道路状況・道路実態などに即した速度の抑制

適切な速度規制による交通の安全と円滑の確保

速度遵守による交通事故の抑止と被害の軽減

速度管理の内容

○道内における交通死亡事故の特徴

人対車両、正面衝突及び車両単独事故で約8割を占める状態にあることから、こうしたタイプの事故抑止を重点とする対策が必要です。

○施策を実施する路線・地域

- 物件事故や人身交通事故が多発している路線・地域。
 - 重傷事故以上の交通事故が発生している路線。
 - 幹線道路につながる道路や住民等から取締り要望のある路線・地域。
 - 高速道路、自動車専用道路など。
- ※具体的な路線・地域は各警察署及び高速道路を管轄する所属ごとに選定します。

○速度管理のための施策

- 速度超過を伴う交通事故の防止と被害軽減を図るため、交通事故の発生実態などに即した速度違反の取締りを実施します。
- 通過交通に直接、速度遵守を働きかけるため、赤色灯を点灯させた白バイ・パトカーなどによる警戒活動等を実施します。
- 速度抑制の必要性を周知するため、ドライビングシミュレーターなどを活用した交通安全教育や各種広報媒体を活用した情報発信活動を実施します。
- 交通の安全と円滑を確保するため、道路交通環境の変化に対応した速度規制の見直しを実施するなど、交通実態に即した速度規制を実施します。



4月30日 平岸病院で「春季交通安全教室」が行われ、赤歌署の山田交通課長が赤平の事故の状況と道警の交通安全の取組について、あわせて特殊詐欺に関する実態や注意点について説明しました。



5月11日 赤平神社で行われた交通安全祈願祭に引続いて、街頭啓発を行いました。関係団体が集まって、市役所横を通る車両に安全運転とスピードダウンを訴えました。



社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度)って？

●どんな制度？

社会保障・税制度の効率性や透明性を高め、利便性の高い公平・公正な社会を実現するための制度です。
27年10月から皆さん一人ひとりに12桁の番号(マイナンバー)が通知されます。28年1月からはマイナンバーの利用が始まります。



●マイナンバー制度が導入されると…

- 申請者が窓口で提出する書類が簡素化されます。
- 「所得」や「行政サービスの受給状況」などが正確に把握しやすくなるため、本当に困っている人にきめ細かな支援を行うことができます。また、不当に負担を免れることや不正受給を防止します。
- 社会保障・税・災害対策に関する分野で、情報連携が円滑になります。

個人番号(マイナンバー)

28年1月から社会保障・税・災害対策において、法令で定められた行政手続きに利用できます。また、税の申告書や健康保険の加入届などにマイナンバーの記載が必要となります。
漏えいして、不正に使われるおそれがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。

個人番号カード

28年1月から交付を開始します(交付には通知カードが必要です)。取得は任意です。本人確認書類として使用できるほか、e-Taxなどの各種サービスに利用できる予定です。
カードに記録されるのは、券面に記載された氏名、住所、マイナンバーのほか、電子証明書などに限られます(所得などの個人情報は記録されません)。
なお、住民基本台帳カードは有効期限まで利用可能ですが、個人番号カードの取得を希望する人は、発行時に住民基本台帳カードを回収します(両方は所有できません)。

通知カード

27年10月から皆さんの住民票の住所にマイナンバーを通知するカードが郵送されます。

個人情報保護対策

- マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の手続きで行政機関などに提供する場合を除き、他人に提供することはできません。
- 他人のマイナンバーを含む個人情報を保有・利用する際は、利用方法やリスク対策などについて、事前に下記ホームページで公表し、市民意見募集を行います。

～制度についてのご不明な点は、下記までお問い合わせください～



マイナンバーコールセンター

【日本語窓口】0570-20-0178(全国共通ナビダイヤル)

【外国語窓口(English)】0570-20-0291(全国共通ナビダイヤル)

営業時間 平日 9時30分から17時30分(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)